

平成30年 第12回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成30年12月27日（木）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室

3. 出席委員 8名

会 長 2番 縣 次 男

委 員 1番 大 津 雄 司

4番 坂 本 成 一

5番 高 田 英

6番 麻 生 俊之輔

7番 二ノ宮 政 広

9番 江 藤 国 子

10番 小 野 恵美子

4. 欠席委員 8番 安 部 義 浩

11番 大 塚 弘 士

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

② 農地法第4条の規定による許可申請について

③ 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について

④ 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について

⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

⑥ 非農地証明の発行について

⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑧ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 生野成美、主幹 長田瑞穂、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、10名中 8名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成30年 第12回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 1番 大津 雄司委員さんをお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっておりますのでよろしくお祈りします。

■日程 第1 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第1～4号 4件)

議長

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案1号から4号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。

議長

議案1号ですが、私(2番 縣 次男委員)が担当ですので説明致します。

渡人と受人は、いどこ同士です。受人は乳牛を100頭以上飼ってしまして、その牧草地にする予定で売買の話が出来たそうです。渡人方も誰も農業する人がいなくて、今までも受人が荒れたら困るという事で、いどこという事でトラクターをかけてかなりきちんとしておりましたので、何も問題はありません。

この議案1について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

この案件、承認せれる委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案2号ですが、議席番号7番 二ノ宮 政広委員から説明をお願いします。

7番 二ノ宮 政広 委員

この申請につきましては、受人から聞きまして現地の確認致した所でございます。受人につきましては、今農業されている方で十分就農管理出来る方でございます。今回渡人から受ける田につきましては、1筆は受人の田の下に隣接している田でした。2筆は受人の自宅に隣接する田で十分管理出来るという事で、引き受けた所でございます。宜しくお願いします。

議 長

この議案2号について、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

この案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、担当が議席番号8番 安部 義浩委員ですが欠席の為、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

この案件につきましては、安部 義浩委員さんからも「特に問題はありません。」という事で回答書を預かっております。

受人は臼杵市の方なんですけれども、受人の奥様がこちらの方でして、奥様の実家の田を受人が耕作しておりましたところ、渡人が「うちの田も作れないから一緒に作ってくれないか。」という話があって、受人も引き受けたそうです。普段は週1・2回は挾間に来て田んぼの事をしているそうなんですけど、農繁期には「月に10回通います。」という計画が付いていまして、機械等も充実しておりますので特に問題はないと思います。以上です。

議 長

この議案3号について、質疑を受けたいと思います。

質問はありませんか。

(ありません。)

この3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが、議席番号6番 麻生 俊之輔委員から説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案番号4号の説明をしたいと思います。渡人は高齢で後継者もないという事で、田畑を売却したいという事でございます。受人は杵築からこちらの方に新規就農したという事で、農業高校を卒業後、農業をしたいという事で一昨年から梨の関係で研修をしております。今年度から梨を栽培していますけど売買の話があったからという事で、大字の中で計12筆ですけども全て購入するという事で購入した物を果樹の拡大等に使用したいと意向です。ご審議の方、お願いします。

議 長

この議案4号について、質疑を受けたいと思います。
質問はありませんか。
(ありません。)

この4号の案件、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第5～6号 2件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案5号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案6号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと思います。

議 長

議案5号ですが、議席番号5番 高田 英委員より説明をお願いします。

5番 高田 英 委員

位置図・配置図は、1ページに場所があります。申請人は先月の案件でも3条に出てきたんですが、住民票は福岡ですが、ほぼ湯布院に居住されて農業をされている方です。約19000㎡ぐらい耕作しています。申請地はその方の自宅の横の所です。2・3ページに配置図があります。そこに作業場及び倉庫を平成30年1月頃、始末書が付いておりましたが建ててしまったという事でございます。特に問題ないと思います。宜しくをお願いします。

議 長

それでは、この議案5号について、質疑を受けたいと思います。
質問はありませんか。
(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案6号ですが、私(2番 縣 次男委員)の方から説明します。

2番 縣 次男 委員

申請人は87歳くらいです。お子さん達は町外に住んでおまして、子供には米作りは辞めろ辞めろと言われていたのですが、今は少しずつですが頑張ってます。この案件に出ている土地は便利が悪いという事で、農地転用するということで植林をしたいという事で相談を受けました。特に問題はないと思います。審議を宜しくお願いします。

議 長

この議案6号について、質問があればお願いします。
ご質問はないでしょうか。
(ありません。)

この6号の案件、意見なし付して進達致しますので承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について」
(議案第7号 1件)

議 長

日程第3 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、この7号案件ですが、議席番号4番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

4番 坂本 成一 委員

議案番号7号について説明します。渡人の土地の横は県道で工事してます。買収された残りこのように長くて、もう田にはならないので資材置場にでも使ってと業者に貸し

たらしいんです。した所が、農地であるという事で一時転用をかけてくださいという事で、申請を出しましたという事であります。別に問題はないと思いますけど、宜しくお願いします。

議 長

この議案7号について、質問があればお願いします。

(7番 二ノ宮 政広委員挙手有り)

7番 二ノ宮 政広 委員

ここに事務所か何か建てるんですか。資材置場ですか。

4番 坂本 成一 委員

工事するのに。資材置場として利用するということです。

5番 高田 英 委員

一時転用、3年くらいやって元に戻す。

7番 二ノ宮 政広 委員

工事が終わったら、現状復帰になるという事ですね。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

この7号の案件、意見なし付して進達致しますので承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案第8号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議案8号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと思います。

議 長

この8号案件、議席番号6番 麻生 俊之輔委員より説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案番号8号について説明致します。別紙の11ページの字図の通り、平石との境に

あるんですが、周りが山林で山林の中の端っこの田んぼという事で、貸人は高齢でして後継者が居なくて草刈りが出来なくなったので、こういった太陽光をしたいという事です。隣地同意もありますし、農振外でもありますのでご審議をお願いしたいと思います。

議 長

それでは、議案8号について、質疑を受けたいと思います。
質問はありませんか。
(ありません。)

この案件、意見なし付して進達致しますので承認される委員の挙手を求めます。
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

○日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案9～10号 2件)

議 長

日程 第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案9号及び議案10号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます

議 長

それでは、議案9号ですが、議席番号5番 高田 英委員より説明をお願いします。

5番 高田 英 委員

地図・字図14ページで、先程5号議案に出てこられた方が受人です。箇所、先程案件のすぐ隣になります。平成19年11月頃に農業用資材用地にしてしまったという事です。
16ページの図を見て頂きたいのですが、その平面地を所から上がった所に砂利が入っておりました。基本的には土敷きです。私、現地確認に行つて疑問に思ったのは、転用そのものの根本的な考え方、つまりコンクリートをはってるわけでもないし、農業用機械・トラック・農業用資材置場する事に対して、これが転用になるのか。て事です。私もその判断が分かりません。事務局に問い合わせたらそれでいいという話なので、皆様方に議論して頂きたいのですが、そういう様な形になっております。以上です。

議 長

この案件に関して、事務局何か説明はありますか。

事務局

この土地につきましては、今後も耕作する予定はないという事でしたので、農地に戻される予定であれば一時転用を進めたいところですし、農地としてというのであれば3条になると思うんですけど、農地として使う予定はないという事ですので、今回5条の転用をご案内したところです。

議 長

皆さんより、質疑を受けたいと思います。
質問はないでしょうか。

(1 番 大津 雄司委員挙手有り)

1 番 大津 雄司 委員

3 種農地とかに農業施設が建った場合は、完全に宅地になるのでしょうか。

事 務 局

施設が建てば、宅地になると思います。

1 番 大津 雄司 委員

1 種農地であれば農振がかかっていたり、宅地であってもって話が、農業用地として復旧出来るのかなと思うんですけど。これって雑種地からまた農地は難しいんですか。

事 務 局

雑種地からまた農地にする事は出来ると思いますけど、今まで例はないです。

1 番 大津 雄司 委員

1 種農地で宅地で農業施設が建って農振がかかっていたら、農地が復旧出来るみたいな事は結構あるんですか。ライスセンターとか宅地と思うんですけど。

事 務 局

また農地にされるんであれば届をしてもらって、また農家台帳の方に記載をすれば良いかと思うんですけど。

9 番 江藤 国子 委員

農家の方が、よくビニールハウスを作ってトラクターを入れたり倉庫にするじゃないですか、あれは下が土だけど転用かけないといけないんですか。

事 務 局

下が土であればですね、転用をかけなくてよくいです。

議 長

この案件、もう質問がないようですので、意見なし付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案 10 号ですが、議席番号 1 番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

1 番 大津 雄司 委員

説明致します。資料は 17 ページからになります。渡人はすでに農業は営んでいません。元々地元でありまして、今は大分市の方に住まわれていますが、こちらに実家の田んぼが点在している状況です。近隣が住宅地がいっぱい立ち並んでいる一番端の方で、こちらに農地

が残ってしまっていて、管理としては雑草を毎年切っている状況でした。問題ないと思います。分譲宅地4区画、分譲宅地用地としての転用です。宜しくお願いします。

議 長

それでは、この議案10号について、質問があればお願いします。
質問はないでしょうか。
(ありません。)

この10号の案件、意見なし付して進達致しますので許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

○日程 第6 「非農地証明の発行について」

(議案11～12号 2件)

議 長

日程 第6 非農地証明の発行について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案11号・12号につきましては、農地法第2条1項の対象とならない土地と判断され問題はないと考えます。

議 長

それでは、議案11号・12号について、質問があればお願いします。
質問ないでしょうか。

(4番 坂本 成一委員挙手有り)

4番 坂本 成一 委員

25ページ、隣に畑があるんですが、ここは荒れているんですか。

事 務 局

現地確認に行ったのですが、段差があり荒れているんです。30年以上耕作してないので、山でした。重機を入れても田んぼにならないすごい所でした。

4番 坂本 成一 委員

隣地同意はいらないでしょう。山にしたら、その場合は隣地同意がないと出来ないでしょう。

事 務 局

山になればですね。おそらく山になると思います。竹がすごかったです。田んぼは、近所も何年も作ってない状態ではありますが、自己保全管理はしているみたいな感じでした。

議 長

議案 11 号からいきます。

議案 11 号について、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、議案 11 号 非農地証明の発行を決定致します。

議案 12 号ですが、4 番 坂本委員から質問がでましたけれども、この 12 号案件についても、非農地証明を発行してよいと思われる委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、議案 12 号 非農地証明の発行を決定致します。

○日程 第 7 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案 13～18 号 6 件)

議 長

日程第 7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、6 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第 7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明

議 長

議案 13 号から 15 号の案件は、継続設定の案件です。一括してご質問を受けたいと思います。質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、議案 13 号から 15 号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この 13 号から 15 号の案件 承認致します。

続きまして、議案 16 号ですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、議案 16 号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この 16 号の案件 承認致します。

続きまして、議案 17 号ですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、議案 17 号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この17号の案件 承認致します。

審議は終了しましたが、その他ありませんか。

ないでしょうか。

(ありません。)

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

その他で、ご質問があればお願いします。